個人事業主向け
消費税申告書作成補助
Excel システム
— Callisto —™

Ver.1.00

©2026 丸東製作所

■概要 仕訳帳への入力内容をもとに、一般課税・簡易課税・2 割特例・3 割特例による
消費税申告書の作成を補助します。
※本システムは事業所得用です。
※農業所得・不動産所得に関しては、現在のバージョンでは対応しておりません。

■作者 丸東製作所
■お問い合わせ marutouseisakusyo@gmail.com

■取り扱い種別 シェアウェア
■頒布価格 6,930 円（税込）
■購入方法 Vector シェアレジをご利用ください。
■動作想定環境
Microsoft Excel 2016 / 2019 / 2021 （Mac 未確認）
Windows 10 / Windows 11
※マクロ（VBA）を使用していません
※Microsoft のサポート状況に関しては各製品の最新情報を確認してください。

■非推奨 Google スプレッドシート、LibreOffice Calc 等の Excel 互換ソフトでは、
関数・保護・表示が正常に動作しない場合があります

■インストール方法 ZIP ファイルを任意のフォルダへ展開し、
Excel ファイルを開いてご利用ください。
■アンインストール方法 展開したフォルダを削除してください。

はじめに

この度は、個人事業主向け 消費税申告書作成補助 Excel システム― Callisto ―™
をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

Callisto は、個人事業主・フリーランス向けに作成した、消費税申告書作成の補助を目的とした Excel システムです。

仕訳帳への入力をもとに、一般課税、簡易課税、2 割特例・3 割特例などを半自動で作成できるよう設計しております。

ご利用前に、本説明書の内容をご確認いただき、各シートの役割や入力方法をご確認ください。

本システムが、日々の帳簿管理や青色申告作業のお役に立てれば幸いです

※Callisto は税抜経理方式を前提として設計されています。
　売上・仕入等は税抜金額で入力し、消費税は別途仕訳入力してください。
※Callisto は、仕訳帳への入力をもとに半自動で集計を行いますが、
　その仕訳帳入力は、当社製品の Polaris で作成した仕訳帳データを貼り付けることで、新しく仕訳データを作らなくても対応できます。

【共通】

1．動作想定環境に関して

Excel 2016／2019／2021 との互換性を考慮して作成しました。また、マクロ（VBA）は使用していません。

※上記は、本システムの動作を想定した環境です。各 OS・Excel 製品のサポート状況を示すものではありません。

※Windows 10、Excel 2016・2019・2021 は、Microsoft によるサポートが終了しています。これらの環境でも本システムが動作する場合がありますが、セキュリティ上のリスクや、将来的な動作への影響については保証できません。

※安全にご利用いただくため、Microsoft のサポートが継続している OS・Excel 環境の使用を推奨します。

2．使用方法

一般課税・簡易課税・2 割特例・3 割特例に共通する作業

①シート：[仕訳帳]に仕訳を入力します。

②シート：[期末棚卸表]に在庫のデータを入力します。

③シート：[簡易課税_収益費用集計表] シート左上の橙色のプルダウンセルの設定を行ってください。

一般課税を使用する場合

・簡易課税の使用：「使用しない」を選択

簡易課税を使用する場合

・簡易課税の使用：「使用する」を選択

納付割合特例を使用する場合

・事前に簡易課税の届け出を出していない場合

簡易課税の使用：「使用しない」を選択して

第一表は、シート：[納付割合特例_第一表_一般]を使用

・事前に消費税簡易課税制度選択届出書を提出している場合

簡易課税の使用：「使用する」を選択して

第一表は、シート：[納付割合特例_第一表_簡易]を使用

※その際は、みなし仕入率は何を選んでも影響はありません

※Callisto では、2 割特例・3 割特例を「納付割合特例」と表記しています。

※適用する特例（2 割特例・3 割特例）は
シート：[税区分マスター] 内の【納付割合特例マスター】に設定された適用期間と
申告対象期間の日付に基づき、使用する納付割合を判定します。

ただし、実際に 2 割特例・3 割特例を適用できるかどうかは、課税事業者となった経緯や基準期間の課税売上高など、税法上の要件によって異なります。適用要件を別途確認したうえでご利用ください。

一般課税を使用する場合
④シート：[一般課税_納付割合特例_収益費用集計表]
　シート：[消費税集計表]
　仕訳帳に入力した仕訳の内容が各シートに表示されます。取引内容に応じて、
　税区分や控除割合等を選択してください。

⑤シート：[一般課税_課税仕入高計算表]
　事業所得に係る仕入等、自動集計される金額以外に入力が必要な項目がある場合は、
　薄黄色のセルに金額を入力します。

⑥シート：[一般課税_簡易課税_納付割合特例_課税売上高精算表]
　事業所得に係る売上等、自動集計される金額以外に入力が必要な項目がある場合は、
　薄黄色のセルに金額を入力します。

　※Callisto では、不動産所得に係る売上・仕入等を自動集計の対象としていません。
　不動産所得がある場合は、本システムの集計対象外となる取引について、
　別途計算・確認してください。

⑦シート：[一般課税_課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表]
　貸倒回収に係る消費税額を、該当する薄黄色のセルに入力します。

※貸倒れ・貸倒回収に関する税務処理は、税法上の要件を満たすかどうかの個別判断が
　必要です。税理士等に確認のうえ、確定した金額を入力してください。

⑧シート：[一般課税_税率別消費税額計算表_兼_地方消費税の]
　貸倒れに係る消費税額を、該当する薄黄色のセルに入力します。

⑨シート：[一般課税_第一表]

中間納付税額や、修正申告を行う場合の既確定税額など、該当する項目がある場合に入力します。

簡易課税を使用する場合

④シート：[簡易課税_収益費用集計表]

シート：[消費税集計表]

仕訳帳に入力した仕訳の内容が各シートに表示されます。取引内容に応じて、税区分や控除割合等を選択してください。

シートの左上のみなし仕入率の計算方法を「原則」「特例 1」「特例 2」から選択してください。

⑤シート：[一般課税_簡易課税_納付割合特例_課税売上高精算表]

事業所得に係る売上等、自動集計される金額以外に入力が必要な項目がある場合は、薄黄色のセルに金額を入力します。

※Callisto では、不動産所得に係る売上・仕入等を自動集計の対象としていません。不動産所得がある場合は、本システムの集計対象外となる取引について、別途計算・確認してください。

⑥シート：[簡易課税_税率別消費税額計算表_兼_地方消費税の]

貸倒れ・貸倒回収に係る消費税額を、該当する薄黄色のセルに入力します。

※貸倒れ・貸倒回収に関する税務処理は、税法上の要件を満たすかどうかの個別判断が必要です。税理士等に確認のうえ、確定した金額を入力してください。

⑦シート：[簡易課税_第一表]

中間納付税額や、修正申告を行う場合の既確定税額など、該当する項目がある場合に入力します。

2 割特例・ 3 割特例を使用する場合

④シート：[一般課税_納付割合特例_収益費用集計表]

シート：[消費税集計表]

仕訳帳に入力した仕訳の内容が各シートに表示されます。取引内容に応じて、税区分や控除割合等を選択してください。

⑤シート：[一般課税_簡易課税_納付割合特例_課税売上高精算表]

事業所得に係る売上等、自動集計される金額以外に入力が必要な項目がある場合は、薄黄色のセルに金額を入力します。

⑥シート：[納付割合特例_税率別消費税額計算表]
貸倒れ・貸倒回収に係る消費税額を、該当する薄黄色のセルに入力します。

※貸倒れ・貸倒回収に関する税務処理は、税法上の要件を満たすかどうかの個別判断が必要です。税理士等に確認のうえ、確定した金額を入力してください。

⑦下記どちらか一方を使います
・シート：[納付割合特例_第一表_一般]
・シート：[納付割合特例_第一表_簡易]
中間納付税額や、修正申告を行う場合の既確定税額など、該当する項目がある場合に入力します。

3．入力に関して
データを入力するにあたり、基本的に入力可能なセル以外は、編集できないようになっています。
・薄黄色のセル：手入力するセルです。
・橙色のセル：プルダウンで選ぶセルです。
※金額・コード番号などは、半角数字で入力してください。

4．計算結果等の再利用について
Callisto で作成した計算結果等を、別のブックへ転記して利用することは想定していません。

5．コピー&ペーストに関して
Callisto では、コピー&ペーストの操作によって、数式・セル参照・書式などが変更され、正常に動作しなくなる場合があります。
データの貼り付けは、原則として次のシートに限り、それ以外のシートでは手入力を推奨します。

・シート：[仕訳帳] への仕訳データの貼り付け
・シート：[期末棚卸表] への在庫データの貼り付け

6．勘定科目に関して
勘定科目は3桁のコード番号を割り当て、そのコード番号で管理しています。
基本的な勘定科目は準備しましたが、ユーザー様によっては必須となる勘定科目がない場合がある為、任意で勘定科目を増やせるようにしています。
※ユーザー様追加のカスタマイズ勘定科目に関しては、
【データベース】の項目にて説明

7．ブックに関して
Callisto は、1 ブックにつき 1 年の処理でお願いします。次年度は、新しいブックを使用してください。

8．データの保存に関して
Callisto は、同じブック内でデータを参照する関数を多用しています。
その為、安定した動作を行うために、ローカル環境（C ドライブ等）へ「消費税申告」用のフォルダを作成し、保存・運用することを推奨しています。

9．バックアップに関して
Callisto は Excel システムです。
コピー&ペーストやセル編集により、関数や参照が壊れる可能性があります。
重要な入力前や年度更新前には、ブックのコピーを作成し、バックアップを推奨します。
また、初期状態のブックを「フォーマット用」として保存しておくことを推奨します。

【仕訳帳】―要入力―
1．シート：[仕訳帳]は、取引内容を入力するシートです。

2．仕訳帳上部にある「令和__年」に、使用開始年度を入力してください。

3．日付欄へ日付を入力してください。
※「1/25」の形式で表示されます。

4．借方コード欄へ、シート：[仕訳帳]右側にある勘定科目コードを確認し、3桁のコード番号を入力してください。

5．借方金額欄へ、金額を入力してください。

6．貸方コード欄へ、シート：[仕訳帳]右側にある勘定科目コードを確認し、3桁のコード

番号を入力してください。

7．摘要欄・メモ欄は自由に入力できます。
※摘要欄には取引内容、メモ欄には取引先名の入力がおすすめです。

8．Polaris で作成した仕訳帳データを使用しない場合は、
シート：[一般課税_簡易課税_課税取引金額計算表_事業所得用]の減価償却費
入力フォームに、減価償却費の金額を入力してください。

9．仕訳の行数は 500 行を準備しました。

10. Polaris で作成した仕訳帳データの貼り付けを推奨します。

【期末棚卸表】―要入力―

1．シート：[期末棚卸表]は、棚卸資産を入力するシートです。入力した金額は、該当する場合に付表 2-3 の計算に使用されます。

2．シート左側の表に、今期期首（前期期末）の棚卸資産を入力してください。

3．シート右側の表に、今期期末の棚卸資産を入力してください。

4．品名欄へ、品名を入力してください。

5．棚卸区分欄のプルダウンから、該当する項目を選んでください。

6．税率区分欄のプルダウンから、対応する税率を選んでください。
※税率は取得時の税率となります。

7．数量欄へ、数量を入力してください。

8．単位欄へ、単位を入力してください。

9．単価欄へ、単価を入力してください。

10. シート右側の「事業形態の選択」欄のプルダウンから、該当する項目を

選択してください。

【適格請求書発行事業者登録年の棚卸表】―要入力―

1．シート：[適格請求書発行事業者登録年の棚卸表]は、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録によって課税事業者となった場合に、登録日の前日に所有していた棚卸資産のうち、免税事業者であった期間中の課税仕入れ等に係るものを入力するシートです。入力した金額は、該当する場合に付表 2-3 の計算に使用されます。

2．品名欄へ、品名を入力してください。

3．棚卸区分欄のプルダウンから、該当する項目を選んでください。

4．税率区分欄のプルダウンから、対応する税率を選んでください。
※税率は取得時の税率となります。

5．数量欄へ、数量を入力してください。

6．単位欄へ、単位を入力してください。

7．単価欄へ、単価を入力してください。

【一般課税_納付割合特例_収益費用集計表】―要入力―

1．シート：[一般課税_納付割合特例_収益費用集計表]は、仕訳帳に入力されたデータから収益・費用を抽出し、それぞれの取引について、消費税区分や用途区分などを設定するシートです。

2．消費税区分判定欄のプルダウンから、該当する税率（現状では「10%」「8%」）および、取引の性質（「課税」「免税」「非課税」「不課税」）を選択してください。
※「免税」を選択する場合、税率は「0%」と表示しています。

3．用途区分欄のプルダウンから、その費用がどの売上に対応するものかを選択してください。
・課税売上のみに対応
・非課税売上のみに対応

・課税売上と非課税売上の両方に対応

4．適格請求書発行事業者以外からの仕入れに該当する場合は、「適格請求書発行事業者以外からの仕入」欄のプルダウンから「✓」を選択してください。
※ 経過措置控除を使用する場合は、通常の費用と資産に関する費用、それぞれの「経過措置控除使用判定」を「使用する」に設定してください。

5．資産の仕入の表で、資産の売却や減価償却に伴う資産残高の減額を入力する場合は、課税仕入高に含めません。
※該当する入力行では「消費税対象外」を選択してください。
また、資産の売却そのものに係る消費税区分は、売上側の取引として別途判定してください。

【一般課税_簡易課税_課税取引金額計算表_事業所得用】―要入力―

1．シート：[一般課税_簡易課税_課税取引金額計算表_事業所得用]は、一般課税または簡易課税の収益費用集計表で、消費税区分判定により区分された金額を勘定科目ごとに集計するシートです。

2．仕訳帳に減価償却費を計上していない場合は、シート上部の減価償却費入力フォームに、減価償却費を入力してください。

【一般課税_課税仕入高計算表】―要入力―

1．シート：[一般課税_課税仕入高計算表]は、仕入税額控除の計算に使用する課税仕入高と、課税仕入れに係る消費税額を計算するシートです。

2．(3)（ ）所得に係る課税仕入高は、事業所得・農業所得・不動産所得以外の所得に係る課税仕入れがあり、その取引を仕訳帳に記載していない場合に、必要な金額を手入力してください。
※ 通常、仕訳帳に入力した取引は、事業所得に係る課税仕入高として集計されます。
事業所得以外の所得に係る課税仕入高を計上する必要がある場合は、税理士等に相談してください。

3．(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高のうち、課税仕入れに該当しない金額がある場合は、該当欄に入力してください。

4．Callisto では税抜経理方式を採用しています。国税庁の計算様式に合わせ、(5) では税抜金額で課税仕入高を集計し、(6) では税率別の課税仕入高に対応する仮払消費税等を加算した金額を基に、消費税額を計算します。
※（5）⑩＝①＋②＋③＋⑥＋⑨
※（6）⑪～⑭は、それぞれの税率区分に対応する⑩の金額に仮払消費税等を加算した金額を基に計算します。

【一般課税_簡易課税_課税売上高計算表】―要入力―

1．シート：[一般課税_簡易課税_課税売上高計算表]は、消費税の課税対象となる取引の売上高を集計し、課税標準額を計算するシートです。

2．(3)（　）所得に係る課税売上高は、事業所得・農業所得・不動産所得以外の所得に係る課税売上があり、その取引を仕訳帳に記載していない場合に、必要な金額を手入力してください。
※ 通常、仕訳帳に入力した取引は、事業所得に係る課税売上高として集計されます。事業所得以外の所得に係る課税売上高を計上する必要がある場合は、税理士等に相談してください。

3．Callisto では税抜経理方式を採用しています。国税庁の計算様式に合わせ、(5) では税抜金額で課税売上高を集計し、(6) では税率別の課税売上高に対応する仮受消費税等を加算した金額を基に、課税標準額を計算します。
※（5）⑩＝①＋②＋③+⑥+⑨
※（6）では、税率別の課税売上高に対応する仮受消費税等を加算した金額を基に、該当する税率区分に応じて課税標準額を計算します。

【一般課税_課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表】―要入力―

1．シート：[一般課税_課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表]は、課税売上割合を算出し、仕入税額控除の対象となる消費税額を計算するシートです。

2．課税売上高①が 5 億円を超える、または課税売上割合⑧が 95%未満の場合は、シート上部の「課税仕入等の税額の計算方法」欄から、該当する計算方法を選択してください。

3．過去に貸倒れとして処理し、消費税額を控除した売掛金等の一部または全部を回収した場合は、回収した金額に含まれる消費税額を手入力してください。
※ 貸倒れ・貸倒回収に関する税務処理は、税法上の要件を満たすかどうかの個別判断が必要です。税理士等に確認のうえ、確定した金額を入力してください。

【一般課税_税率別消費税額計算表_兼_地方消費税の】―要入力―
1．シート：[一般課税_税率別消費税額計算表_兼_地方消費税の]は、消費税額および地方消費税額の計算を行うシートです。

2．今期に、課税売上げに係る売掛金等が貸倒れとなった場合は、貸倒れに係る消費税額を入力してください。
※ 貸倒れ・貸倒回収に関する税務処理は、税法上の要件を満たすかどうかの個別判断が必要です。税理士等に確認のうえ、確定した金額を入力してください。

【一般課税_第二表】―入力不要―
1．シート：[一般課税_第二表]は、仕訳帳および各シートへの入力内容を基に、一般課税の第二表を作成・表示するシートです。

【一般課税_第一表】―要入力―
1．シート：[一般課税_第一表]は、仕訳帳および各シートへの入力内容を基に、一般課税の第一表を作成・表示するシートです。

2．中間申告による納付税額がある場合は、該当する中間納付税額を手入力してください。
※ 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を除く）が 48 万円を超える場合、原則として中間申告・納付が必要です。48 万円以下の場合でも、所定の届出により任意の中間申告・納付を行うことができます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

3．修正申告を行う場合は、プルダウンから「修正申告である」を選択し、既確定税額など必要な金額を手入力してください。
※ 修正申告は、申告済みの税額が実際より少なかった場合や、還付される税額が実際より多かった場合に行います。

【簡易課税_収益費用集計表】―要入力―

1．シート：[簡易課税_収益費用集計表]は、仕訳帳に入力されたデータから
収益・費用を抽出し、それぞれの取引について、消費税区分や簡易課税区分などを
設定するシートです。

2．簡易課税を使用する場合は、プルダウンから「使用する」を選択してください。

3．みなし仕入率の計算方法をプルダウンから選択してください。
※ 選択した計算方法が使用可能な場合は「使用可」、使用条件を満たしていない場合は
「使用条件未達成」と表示されます。

4．消費税区分判定欄のプルダウンから、該当する税率（現状では「10%」「8%」）
および、取引の性質（「課税」「免税」「非課税」「不課税」）を選択してください。
※「免税」を選択した場合、税率は「0%」と表示されます。

5．簡易課税区分判定欄のプルダウンから、該当する簡易課税区分（「第１種」～「第６種」）
を選択してください。

【簡易課税_税率別消費税額計算表_兼_地方消費税の】―要入力―

1．シート：[簡易課税_税率別消費税額計算表_兼_地方消費税の]は、消費税額および
地方消費税額の計算を行うシートです。

2．貸倒回収に係る消費税額③は、過去に貸倒れとして処理し、消費税額を控除した
売掛金等の一部または全部を今期に回収した場合に、回収した金額に含まれる
消費税額を手入力してください。

3．貸倒れに係る税額⑥は、今期の課税売上げに係る売掛金等が貸倒れとなった場合に、
貸倒れとなった金額に含まれる消費税額を入力してください。
※貸倒れ・貸倒回収に関する税務処理は、税法上の要件を満たすかどうかの
個別判断が必要です。税理士等に確認のうえ、確定した金額を入力してください。

【簡易課税_控除対象仕入税額等の計算表】―入力不要―

1．シート：[簡易課税_控除対象仕入税額等の計算表]は、
シート：[簡易課税_収益費用集計表]で設定した簡易課税区分および

みなし仕入率などを基に、控除対象仕入税額を計算するシートです。

【簡易課税_第二表】―入力不要―

1．シート：[簡易課税_第二表]は、仕訳帳および各シートへの入力内容を基に、
簡易課税の第二表を作成・表示するシートです。

【簡易課税_第一表】―要入力―

1．シート：[簡易課税_第一表]は、仕訳帳および各シートへの入力内容を基に、
簡易課税の第一表を作成・表示するシートです。

2．中間申告による納付税額がある場合は、該当する中間納付税額を手入力してください。
※ 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を除く）が 48 万円を超える場合、
原則として中間申告・納付が必要です。48 万円以下の場合でも、所定の届出により
任意の中間申告・納付を行うことができます。詳しくは国税庁のホームページを
ご確認ください。

3．修正申告を行う場合は、プルダウンから「修正申告である」を選択し、既確定税額など
必要な金額を手入力してください。
※ 修正申告は、申告済みの税額が実際より少なかった場合や、還付される税額が
実際より多かった場合に行います。

【納付割合特例_税率別消費税額計算表】―要入力―

1．シート：[納付割合特例_税率別消費税額計算表]は、消費税額および地方消費税額の
計算を行うシートです。

2．貸倒回収に係る消費税額④は、過去に貸倒れとして処理し、消費税額を控除した
売掛金等の一部または全部を今期に回収した場合に、回収した金額に含まれる
消費税額を手入力してください。

3．貸倒れに係る税額⑧は、今期の課税売上げに係る売掛金等が貸倒れとなった場合に、
貸倒れとなった金額に含まれる消費税額を入力してください。
※貸倒れ・貸倒回収に関する税務処理は、税法上の要件を満たすかどうかの
個別判断が必要です。税理士等に確認のうえ、確定した金額を入力してください。

【納付割合特例_第二表】―入力不要―

1．シート：[納付割合特例_第二表]は、仕訳帳および各シートへの入力内容を基に、
納付割合特例の第二表を作成・表示するシートです。

【納付割合特例_第一表_一般】―要入力―

1．シート：[納付割合特例_第一表_一般]は、仕訳帳および各シートへの入力内容を基に、
納付割合特例の第一表を作成・表示するシートです。

2．納付割合特例（2 割特例・3 割特例）を使用する場合、当該課税期間について
「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない場合は、本シート（一般用）を
使用してください。提出している場合は、シート：[納付割合特例_第一表_簡易]を
使用してください。

3．中間申告による納付税額がある場合は、該当する中間納付税額を手入力してください。
※ 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を除く）が 48 万円を超える場合、
原則として中間申告・納付が必要です。48 万円以下の場合でも、所定の届出により
任意の中間申告・納付を行うことができます。詳しくは国税庁のホームページを
ご確認ください。

4．修正申告を行う場合は、プルダウンから「修正申告である」を選択し、既確定税額など
必要な金額を手入力してください。
※ 修正申告は、申告済みの税額が実際より少なかった場合や、還付される税額が
実際より多かった場合に行います。

【納付割合特例_第一表_簡易】―要入力―

1．シート：[納付割合特例_第一表_簡易]は、仕訳帳および各シートへの入力内容を基に、
納付割合特例の第一表を作成・表示するシートです。

2．納付割合特例（2 割特例・3 割特例）を使用する場合、当該課税期間について
「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合は、本シート（簡易）を
使用してください。提出していない場合は、シート：[納付割合特例_第一表_一般]を
使用してください。

3．中間申告による納付税額がある場合は、該当する中間納付税額を手入力してください。
※ 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を除く）が 48 万円を超える場合、
原則として中間申告・納付が必要です。48 万円以下の場合でも、所定の届出により

任意の中間申告・納付を行うことができます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

4．修正申告を行う場合は、プルダウンから「修正申告である」を選択し、既確定税額など必要な金額を手入力してください。
※ 修正申告は、申告済みの税額が実際より少なかった場合や、還付される税額が実際より多かった場合に行います。

【消費税集計表】―要入力―

1．シート：[消費税集計表]は、仕訳帳に入力されたデータから収益・費用そしてそれぞれの消費税を抽出し、収益・費用を確認しながら仕訳帳の消費税の金額をどの割合で、受け取った（支払った）かを、消費税区分や家事按分など設定するシートです。

2．消費税税率判定欄のプルダウンから、本体価格の行は「消費税対象外」を、消費税の行は該当する税率（現状では「10%」「8%」）を選択してください。
※本体価格の行は、消費税額を記載した行ではないため、「消費税対象外」を選択します。
※仕訳帳に記載した順番に並びます。本体価格、その消費税という順で並びますので、消費税の行では、本体価格に対応する税率を選択してください。※図 1

3．消費税分家事按分欄のプルダウンから、シート：[按分率マスター]によって設定している家事按分率を選んでください
※仕訳帳に記載した順番に並びます。本体価格、その消費税という順で仕訳帳に並びますので、消費税の行の上の行と同じ税率を選択してください。※図 2

※図 1(本体価格の税率を参考に、消費税の税率をプルダウンから選択)

摘要	税区分判定	課税属性	消費税税率判定
消耗品費10% 本体	課税仕入10%	1	消費税対象外
消耗品費10% 消費税	―	―	10%
消耗品費8% 本体	課税仕入8%	2	消費税対象外
消耗品費8% 消費税	―	―	8%
備品購入10% 本体	課税仕入10%	1	消費税対象外
備品購入10% 消費税	―	―	10%

※図 2(本体の按分率を参考に、消費税の按分率をプルダウンから選択)

借方金額	家事按分率	消費税分家事按分率	家事按分金額
40,000.00	50%	—	20,000.00
4,000.00	—	50%	2,000.00
20,000.00	50%	—	10,000.00
1,600.00	—	50%	800.00
500,000.00	50%	—	250,000.00
50,000.00	—	50%	25,000.00

4．消費税分家事按分率は、按分に設定していないものは「0%」もしくは「—」で処理をお願いします。

【消費税検算シート】—入力不要—

1．シート：[消費税検算シート]は、一般課税、簡易課税（「原則」「特例 1」「特例 2」)、納付割合特例（2 割特例・3 割特例）の各計算方式について、計算結果を確認・検算するためのシートです。

2．仕訳帳および各シートへの入力内容に基づき計算結果が表示されます。入力は不要です。

【残高一覧】—入力不要—

1．シート：[残高一覧]は、シート：[仕訳帳]に入力したデータをもとに、各勘定科目の残高を自動集計するシートです。

【データベース】—必要に応じて入力—

1．シート：[データベース]は、勘定科目に対応するコードを管理するシートです。

2．基本的な勘定科目はあらかじめ準備しています。不足する勘定科目がある場合は、必要に応じて追加してください。

3．勘定科目のカスタマイズ手順

① コード番号（整数 3 桁）を設定してください。
② 勘定科目名を入力してください。
③ グループ欄のプルダウンから、該当する項目を選択してください。
④ 貸借対照表用欄のプルダウンから、該当する項目を選択してください。

⑤ 損益計算書用欄のプルダウンから、該当する項目を選択してください。
⑥ 備考欄には、必要に応じて説明を入力してください。
※「グループ：資産」「貸借対照表：負債」等、矛盾する組み合わせを選択した場合は警告が表示されます。
※組み合わせについては、シート：[BS リスト]をご確認ください。

4．追加例

コード	勘定科目	目的
116	○○銀行	※銀行ごとの管理
401	○○様	※売上先ごとの管理

※勘定科目を追加する際は、追加する勘定科目に対応したグループ、貸借対照表用、損益計算書用の項目を選択してください。
5．基本的な勘定科目はあらかじめ準備しているため、勘定科目を追加しなくても正常に動作します。

【BS リスト】―入力不要―
1．シート：[BS リスト]は、各シートで使用するプルダウンの選択肢や、勘定科目のグループ・貸借対照表用・損益計算書用の組み合わせを管理するシートです。
※通常、入力・変更する必要はありません。

【按分率マスター】―必要に応じて入力―
1．シート：[按分率マスター]は、自宅の家賃・光熱費・通信費など、生活と事業の両方に使用する支出（家事関連費）について、勘定科目ごとに家事按分率を設定するシートです。
※家事按分率は、生活用として扱う割合です。設定した割合が低いほど、事業用として扱われる金額は大きくなります。
※資産と費用の勘定科目が対応しています。

2．シート：[按分率マスター]の左側にある「家事按分マスター」に登録された勘定科目を参考に、右側の「家事按分設定」で按分率を設定してください。

3．シート：[データベース]の家事按分欄で「対象」を選択すると、「家事按分マスター」に勘定科目を追加できます。
追加した勘定科目を按分する場合は、右側の「家事按分設定」のコード B 欄に、

「家事按分マスター」のコードAと同じ3桁のコードを入力し、
家事按分率を設定してください。

4．「按分率の根拠メモ」欄と「按分対象の根拠」欄は、按分率や按分対象とした
理由を記録するための欄です。
また、「改定日」欄には、按分率を変更した日などを記録してください。

【税区分マスター】―必要に応じて入力―

1．シート：[税区分マスター]は、Callistoで使用する消費税率、経過措置控除割合、
納付割合特例の割合や適用期間などを管理するシートです。

2．「使用税率選択」は、隣の「税率選択」で選択した税率を使用するための設定です。
※税率使用No.1およびNo.2は、標準税率・軽減税率の改定に対応できるよう、
変更可能としています。
※輸出免税、不課税、非課税、消費税対象外に関する設定は固定としています。

3．「税率選択」は、隣の「一般課税マスター」の「一般課税No.」を指定し、使用する
税率情報を呼び出すためのテーブルです。

4．「一般課税マスター」は、標準税率・軽減税率が改定された場合に、新しい税率と
適用期間を設定できるようにしています。
※新しい税率を追加する場合は、課税属性欄に、標準税率に対応する「1」または
軽減税率に対応する「2」を設定してください。
※現状は標準税率・軽減税率の2種類を想定しています。3種類目の税率区分が
新設された場合は、システムの改修が必要です。

5．「簡易課税マスター」は、変更不可としています。制度改正などにより変更が
必要となった場合は、システムの改修が必要です。

6．「経過措置控除割合マスター」は、適格請求書発行事業者以外からの
課税仕入れに係る仕入税額控除の割合を管理するマスターです。
※仕訳帳の日付と開始日を比較し、適用する控除割合を判定します。適用期間や
控除割合を変更する場合は、国税庁の案内を確認してください。

7．「納付割合特例マスター」は、2割特例・3割特例における納付割合や適用期間を

管理するマスターです。
※納付割合特例の適用期間は、申告対象期間に応じて確認してください。
実際に 2 割特例・3 割特例を適用できるかどうかは、税法上の要件を
別途確認してください。
※Callisto では、2 割特例・3 割特例を「納付割合特例」と表記しています。

【総合警告】―入力不要―

1．シート：[総合警告]は、各シートのエラーや確認事項を集約し、問題のある箇所を確認するためのシートです。
※「⚠ 警告あり」は修正が必要な項目を示します。「確認あり」は異常とは限らず、内容を確認するための表示です。「確認あり」の場合、第一表には警告は
表示されません。

2．簡易課税用、一般課税・納付割合特例（一般)、納付割合特例（簡易）用と
別れています。

3．警告の項目とその内容です。

No.	検知項目	内容
1	総合判定	第一表に繋がっていて
2	日付のズレ	年のズレ、令和8年に令和9年や令和7年の日付が入ったら感知します
3	コピーズレ	Polarisからの仕訳データを貼り付ける時に、借方貸方の位置がズレた時に感知します
4	コード異常	データベースにないコードが入力された時に感知します
5	シートの全体チェック	収益費用計算表において、消費税区分判定や、経過措置控除等に関して判定します
6	簡易課税の使用状況	簡易課税を「使用する」を選択しているかの判定をします
7	シートの全体チェック	収益費用計算表において、消費税区分判定や、簡易課税の抜け等を判定します
8	みなし仕入率	簡易課税を「使用する」を選び、みなし仕入率が使用可能かの判定をします
9	シートの全体チェック	消費税集計表において、消費税の税率か選択されているか等に関して判定します
10	税率　8%　収益	収益費用計算表と消費税集計表の、消費税の金額の差異等や、消費税税率の件数を比較して仕訳帳への消費税記載漏れや、消費税率のつけ間違えを見つけやすくするために判定します
11	税率　10%　収益	
12	税率　8%　費用	
13	税率　10%　費用	

（例
シート：[総合警告]にて、警告があり、シート：[消費税検算シート]（※図 3）を
確認すると一般課税_納付割合特例_収益費用集計表_収益と消費税集計表_収益に大きく
差異がある状態です。

一般課税_納付割合特例_収益費用集計表_収益　税率　 8% の件数　 4　件

一般課税_納付割合特例_収益費用集計表_収益　税率　10% の件数　10　件
それに対し
費税集計表_収益　税率　 8% の件数　 3　件
費税集計表_収益　税率　10% の件数　11　件
と、ズレがあります。
8%と 10%の件数の合算は同じですので、プルダウンにて、税率をつけ間違えたと考えます。
消費税集計表の収益側を（※図 4）を確認すると、課税売上 8%に対応する消費税の
税率が 10%となっていました。
これを 8%に修正することによって、シート：[総合警告]の警告は無くなりました。

※図 3(金額、件数に差異がある為、警告が出ています)

消費税漏れ確認		税率　8%	税率　8%　件数	税率　10%	税率　10%　件数
一般課税_納付割合特例_収益費用計算表_収益	（売上からの計算）	105,414.24	4	562,345.60	10
簡易課税_収益費用計算表_収益	（売上からの計算）	－	0	－	10
消費税集計表_収益	（仕訳帳から消費税を取得）	57,414.00	3	610,345.00	11
※簡易課税_収益費用計算表　簡易課税の使用を「使用しない」を選択		税率　8%	税率　8%　件数	税率　10%	税率　10%　件数
一般課税_納付割合特例_収益費用計算表_費用	（仕入からの計算）	47,200.00	4	193,432.10	11
消費税集計表_費用	（仕訳帳から消費税を取得）	47,200.00	4	193,432.00	11
チェック欄_収益		⚠ 収益費用計算表と消費税集計表の件数に差異があります		⚠ 収益費用計算表と消費税集計表の件数に差異があります	
チェック欄_費用		OK		OK	
※収益費用計算表は、計算で消費税を確認していますので、消費税集計表の金額と多少の誤差が出ます					
誤差が大きい場合は、仕訳帳に消費税を記載漏れ、消費税集計表の消費税選択漏れが考えられますので、確認をしてください。					

※図 4(税率 10%の選択を、本体価格を参考に 8%に修正が必要となります)

反受・仮払消費税」の相殺振替の要確認

摘要	消費税区分判定	課税属性	消費税税率判定	消費税属性	借方金額	貸方金額
売上10% 本体	課税売上10%	1	消費税対象外	0		1,500,000.00
売上10% 消費税	－	－	10%	1		150,000.00
売上10% 本体	課税売上10%	1	消費税対象外	0		1,000,000.00
売上10% 消費税	－	－	10%	1		100,000.00
売上8% 本体	課税売上8%	2	消費税対象外	0		600,000.00
売上8% 消費税	－	－	10%	1		48,000.00
固定資産売却10% 本体	課税売上10%	1	消費税対象外	0		200,000.00
固定資産売却10% 消費税	－	－	10%	1		20,000.00

【免責事項】
本システムは、消費税申告書の作成を補助するシステムです。
税務上の判断や申告内容の正確性を保証するものではありません。
出力された計算結果や申告内容は、利用者自身で確認してください。
会計・税務判断については、必要に応じて税理士・税務署等へご確認ください。